

		厚生常任委員会	
平成21年 9 月18日受理		請 第 30 号	
件 名	改正貸金業法の完全施行に向けた消費者向けセーフティネット貸付制度の創設を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
重 村 栄	熊本市京町 1 -13-11 熊本県弁護士会 会長 成瀬公博		
<p>(要 旨)</p> <p>熊本県に対し、信用情報機関の事故情報登録者の生活再建を促すため、新制度のもと生活資金の貸付需要にこたえる仕組みを整備することを求める。</p> <p>(理 由)</p> <p>社会問題として深刻化する多重債務問題の解決のため、第165回臨時国会において、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」が、衆参両院の全会一致にて、平成18年12月13日可決・成立し、同月20日に公布された。</p> <p>上記大改正を受けて、内閣に多重債務者対策本部が設置され、同本部は、そのもとに設置された有識者会議の意見取りまとめを踏まえて、平成19年 4 月20日、200万人を超えるとされる多重債務者の救済・支援などの多重債務対策について「多重債務問題改善プログラム」を策定した。同プログラムでは、自治体の窓口での相談体制の確立や、ヤミ金融の撲滅などと並んでセーフティネット貸付制度の充実の必要性が強調されている。(しかし、同改正法の完全施行を控えて、相談窓口の整備などの多重債務対策は着実に進んでいるものの、消費者向けセーフティネット貸付についてはいまだ十分な整備がなされているとは言えない状況にある。)</p> <p>熊本県は、熊本県多重債務者対策協議会を設置し、協議会主催で、繰り返し多重債務無料相談会を実施するとともに、県は多重債務相談マニュアルを作成した。また、全市町村に相談窓口を開設するなどして、多重債務者対策を進めている。</p> <p>しかし、熊本県では、依然として全国的に見ても人口当たりの多重債務者の割合が高いとともに、多重債務についての知識が乏しいため問題が深刻化するケースが多く、消費者向けセーフティネット貸付制度の必要性は高いにもかかわらず、消費者向けセーフティネット貸付制度については、手つかずの状態である。</p> <p>このように、債務整理等を行った信用情報機関の事故情報登録者を対象とする貸付制度としては、当県においても、資金の調達が困難であるが貸し付けによる生活再建が見込まれるとともに返済が可能な県民に、公的資金を拠出した貸し付けを行う新たな制度が必要である。</p> <p>その際、上記「多重債務問題改善プログラム」に指摘がある「『顔の見える融資』(相談者との顔の見える関係を構築することによって、相談者のリスクを下げる地道な努力としての、丁寧な事情聴取、具体的な解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、多重債務問題の解決に資する場合に限って、低利の貸付を行うこと)を行う」ことが大切であり、単に貸し付けを行うだけでなく、返済終了まで親身な生活再生支援を行う制度が必要である。</p>			